平成２５年（フ）第２９１号
相模原市南区当麻820番地１　ドゥファミールＡ103号
債務者　濵薗　孝典
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５３号
新潟県三条市南五百川348番地、前住所新潟市江南区茜ケ丘９番１号　レオパレス雅201号
債務者　坂井　良幸
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第２５４号
静岡県伊豆市八木沢587番地の１
債務者　藤村　俊二
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
静岡県沼津市寿町５番28号　コーポ稲葉Ｂ201
債務者　鈴木　政人
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７７３号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁１番８号　和晃荘１階１号、前住所堺市北区金岡町2286番地
債務者　村山　政雄
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７９号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―111号、前住所堺市堺区大浜北町２丁１番７―302号
債務者　中田　和久（旧姓中東）
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７８２号
堺市中区土師町５丁15番35―406号
債務者　大谷　守寿
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９４号
大阪府松原市小川５丁目１番３号
債務者　加藤　宏樹
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８２０号
大阪府松原市岡３丁目16番３―402号
債務者　宮城真祐美
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４８号
大阪府柏原市太平寺１丁目３番12号　メゾン柏原103号
債務者　山崎印彰堂こと　山﨑眞一郎
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４９号
大阪府柏原市太平寺１丁目３番12号　メゾン柏原103号
債務者　山﨑　則子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
佐賀県佐賀市東与賀町大字田中563番地１　Ｄ棟
債務者　山口　直美
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
北海道上川郡東神楽町北１条西１丁目７番４―203号
債務者　横井　雅巳
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６１号
北海道帯広市西６条南６丁目４番地１　帯管協ビル303号室
債務者　北垣　大地
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時35分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１５８８号
横浜市南区八幡町21番地１
債務者　渡邊　琢磨
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１６号
静岡県浜松市中区早出町1119番地の８
債務者　森田久仁彦
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
静岡県浜松市中区早出町1119番地の８
債務者　森田くに子
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係